

平成29年度

議会の概要

愛知県丹羽郡大口町議会



町の花「さくら」

大口町の歩み

- 明治 39 年 富成村、小口村、太田村が合併し大口村発足
- 昭和 37 年 町制施行大口町と改称
- 昭和 47 年 町章制定、新庁舎完成、尾張北部水道企業団発足
- 昭和 50 年 丹羽消防組合発足
- 昭和 57 年 町民憲章制定
町の木「もくせい」、町の花「さくら」制定
- 昭和 60 年 非核平和宣言
- 昭和 61 年 交通安全の町宣言
- 昭和 62 年 全国町村議会議長会表彰
- 平成 5 年 健康の町宣言
- 平成 11 年 情報公開条例制定
- 平成 12 年 NPO 活動促進条例制定
- 平成 14 年 丹羽消防組合、尾張北部水道企業団統合
(丹羽広域事務組合)
- 平成 15 年 2 市 2 町(江南市・岩倉市・大口町・扶桑町)
合併検討協議会発足(翌年解散)
- 平成 16 年 内閣府地域再生計画認定
- 平成 17 年 町村議会広報全国コンクール優秀賞
内閣府地域再生計画認定
- 平成 18 年 大口誕生 100 周年
町村議会広報全国コンクール入選
- 平成 19 年 町村議会広報全国コンクール優秀賞
内閣府地域再生計画認定
- 平成 20 年 町村議会広報全国コンクール入選
- 平成 21 年 まちづくり基本条例制定
町村議会広報全国コンクール奨励賞
- 平成 22 年 町村議会広報全国コンクール奨励賞
- 平成 24 年 町制施行 50 周年
町村議会広報全国コンクール奨励賞
- 平成 25 年 町村議会広報全国コンクール奨励賞
- 平成 26 年 議会基本条例制定(平成 27 年 5 月 1 日施行)
- 平成 27 年 松江市と姉妹都市盟約締結

大口町の概要

1 位置

大口町は愛知県北西部に位置し、国道41号によって岐阜や名古屋方面に直結している。本町より約2km南下した東名・名神高速道路小牧インターチェンジにより、東京・大阪方面への便、さらに中央自動車道により、塩尻・甲府方面への便もよいところに位置している。

また本町は、北は扶桑町、北東は犬山市、西南は江南市、南は小牧市に接している。

2 自然

本町は、東西約3.6km、南北約6.1kmで、北東から南西に延びる木の葉の形をした、総面積13.61km²の町である。

地形は、北東から南西にかけて緩やかに傾斜しており、北端で海拔40m、南端で海拔15mとなっている。地質は、ほとんど木曾川の沖積層からなり、中央を貫流する五条川流域に肥沃な田園をつくっている。

本町の気候は平均14℃～15℃であり、夏は雨量が多く冬は乾燥する太平洋岸気候区である。北に高い山を控え、黒潮の影響を受け、冬も比較的、温暖な町である。

3 沿革

明治22年、町村制が施行され、富成村・小口村・太田村が成立し、役場が設けられた。次いで明治39年、地方自治団体育成の必要上から町村合併が行われ、この3か村と柏森村の一部である余野が合併し、大口村が誕生した。

昭和30年、純農村地帯であった大口村に、民成紡績株式会社大口工場（現トヨタ紡織株式会社）が建設された後、繊維、機械器具関連の工場が次々に誘致された。また、同時に名古屋市北部のベッドタウンとして注目され、県営住宅の建設も進められた。

道路整備も進み、近代的産業地帯として変容する中、昭和37年に町制を施行した。当時、1万1千人であった人口規模も、平成9年に60haに及ぶ大口余野特定土地区画整理事業（組合施行）が完了するなど、快適な住環境を創り出すことにより、名古屋市近郊の豊かな田園環境を備えた「まち」として着実に増加し、平成10年7月28日には人口2万人を越え、平成29年4月1日現在、人口2万3千757人を擁している。

4 統計データ

(1) 人口

(平成29年4月1日現在)

人 口			世帯数
男	女	総数	
12,018 人	11,739 人	23,757 人	9,066 世帯

(2) 国勢調査

(平成27年10月1日現在)

人 口			世帯総数	1世帯当たり平均人員	人口密度 (人/㎢)
男	女	総数			
11,679 人	11,595 人	23,274 人	8,316 世帯	2.8 人	1,710.1

(3) 面積

13.61㎢

(4) 産業別就業人口

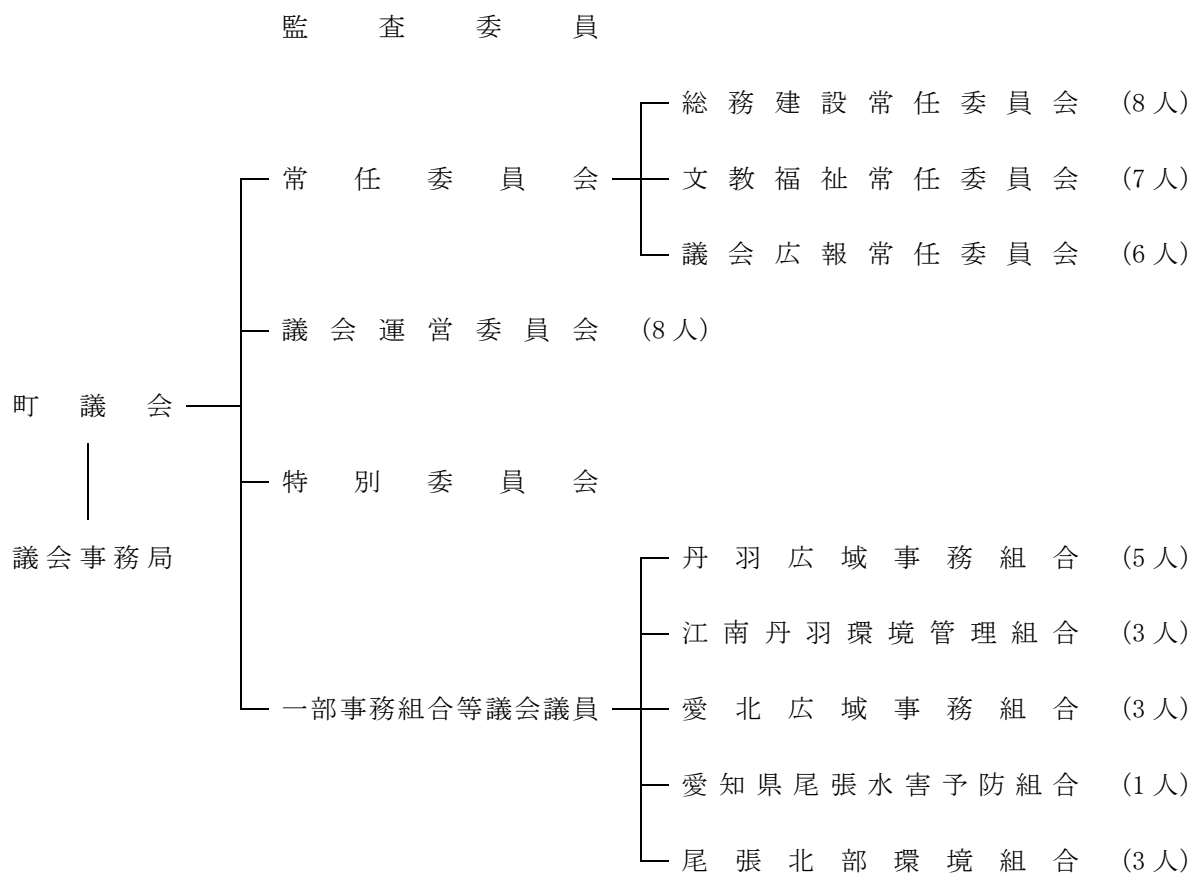
(平成27年国勢調査)

産 業 別	就業人口	構 成 率
第1次産業	190 人	1.7%
第2次産業	4,550 人	40.1%
第3次産業	6,617 人	58.3%
合 計	11,357 人	

* 「構成率」は、各産業別で計算（四捨五入）されているため、合計100%にならない。

議会の概要

1 議会の組織



2 議会基本条例

平成26年第7回大口町議会定例会に上程、議決（平成26年12月16日）を経て、平成27年5月1日から施行した。

大口町議会基本条例（前文）

平成26年12月22日条例第29号

地方議会は、二元代表制のもと、住民主権を基礎とし、住民の信託を受けて活動する住民の代表機関であり、合議制による議事機関である。また、町長その他の執行機関（以下「執行機関」という。）と独立、対等な関係を保ち、監視機能と立法機能を十分に兼ね備えた地方自治の実現を目指すものである。

大口町議会は、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、積極的に住民へ情報発信することによって、住民と協働のまちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

ここに我々は、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの条例を制定する。この条例に定める議会運営のルールを遵守し、実践することによって、住民から信頼され、存在感のある議会を築くために不断の努力を惜しまないものとする。

3 議会の構成

(1) 常任委員会（任期2年）

総務建設常任委員会（委員8人）	<ul style="list-style-type: none">・地域協働部の所管に属する事項・議会事務局の所管に属する事項・産業建設部の所管に属する事項・農業委員会の所管に属する事項・総務部の所管に属する事項・選挙管理委員会の所管に属する事項・固定資産評価審査委員会の所管に属する事項・監査委員の所管に属する事項・会計管理者の所管に属する事項・他の常任委員会の所管に属さない事項
文教福祉常任委員会（委員7人）	<ul style="list-style-type: none">・健康福祉部の所管に属する事項・生涯教育部の所管に属する事項・教育委員会の所管に属する事項
議会広報常任委員会（委員6人）	<ul style="list-style-type: none">・議会広報の編集及び発行に関する事項

(2) 議会運営委員会（任期2年。委員8人）

- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項
- ・議会基本条例の運用に関する事項

(3) 特別委員会

- ・議会の議決により付託された特定の事件の審査
- ・議会の議決により付託された特定の事件の調査
- ・地方自治法第98条の検査権の付託に基づく検査
- ・地方自治法第100条の調査権の付託に基づく調査

(4) 議員選任監査委員（申し合わせにより任期2年。委員1人）

- ・定例監査、行政監査、決算審査等の経常的監査の実施
- ・住民の請求による監査等の実施

(5) 議会報告会プロジェクト（任期1年。7人）

- ・大口町議会基本条例第4条第4項の規定に基づく議会報告会の円滑な実施及び運営のため設置（大口町議会報告会実施要綱 平成29年4月1日施行）。

構 成	副議長
	総務建設常任委員会 副委員長、委員
	文教福祉常任委員会 副委員長、委員
	議会広報常任委員会 副委員長
	議会運営委員会 副委員長

(6) 議員の定数

ア 議員の定数

条例の定数 15人（平成19年4月の一般選挙から適用）

現議員数 14人（平成29年5月1日現在）

[15人（平成29年10月23日現在）]

イ 経過

年 月	内 容
昭和37年 4月	町制を施行した当時、大口町の人口は1万人を超えていた。地方自治法上の定数は26人だったが、大口町議会の議員の定数を減少する条例(昭和37年大口町条例第10号)を制定し、定数22人を維持した。
昭和59年 3月	議員定数検討特別委員会の設置、協議を経て、大口町議会の議員の定数を減少する条例を改正、定数を22人から18人に削減した。
平成14年 3月	大口町議会議員定数条例（平成14年大口町条例第1号）を制定、定数を18人とした。
平成17年12月	大口町議会議員定数条例を改正、定数を18人から15人に削減し、平成19年4月の一般選挙から適用した。

ウ 備考

年	昭和58年	昭和62年	平成11年	平成17年	平成19年	平成23年	平成27年
人 口	16,941人	17,358人	20,162人	21,245人	21,588人	22,126人	23,260人
法定数	26人	26人	26人	26人	26人	26人	—
議員数	22人	18人	18人	18人	15人	15人	15人

* 人口…各年4月1日現在。

- * 法定数…地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による地方自治法の改正あり(平成15年1月1日施行)。

議員の定数(地方自治法第91条)	改正前	改正後
人口1万以上2万未満の町村	26人	22人
人口2万以上の町村	30人	26人

…議員の定数は、地方自治法により条例で定めるものとされ、市町村の人口規模に応じた上限が定められていた(上表)が、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行(平成23年8月1日)により廃止された。

(7) 現在議員の任期

平成27年5月1日から平成31年4月30日まで(4年間)

*補欠議員を除く。

(8) 会派別議員数

(平成29年5月1日現在)

会派	大政クラブ	誠真クラブ	日本共産党	公明党	研政会	無所属
人数	9人 [10人]	1人	1人	1人	1人	1人

*[]…平成29年10月23日現在

(9) 年齢別議員数

(平成29年5月1日現在)

年齢	[40歳~49歳]	50歳~59歳	60歳~69歳	70歳~79歳
人数	— [1人(7%)]	2人(14%) [2人(13%)]	7人(50%) [5人(33%)]	5人(36%) [7人(47%)]

*[]…平成29年10月23日現在

(10) 議員の平均年齢

(平成29年5月1日現在)

最年少	最年長	平均年齢
55歳 [42歳]	75歳 [76歳]	67歳 [65歳]

*[]…平成29年10月23日現在

4 予算

(1) 議員報酬

(平成29年4月1日現在)

	報酬月額	所得税額	差引支給額
議長	389,000 円 (414,000 円)	80,600 円 (90,800 円)	308,400 円 (323,200 円)
副議長	321,000 円 (334,000 円)	57,700 円 (61,100 円)	263,300 円 (272,900 円)
常任委員会委員長	306,000 円 (313,000 円)	54,200 円 (55,400 円)	251,800 円 (257,600 円)
議会運営委員会委員長	306,000 円 (313,000 円)	54,200 円 (55,400 円)	251,800 円 (257,600 円)
議員	292,000 円 (303,000 円)	50,500 円 (53,500 円)	241,500 円 (249,500 円)

* 平成27年5月1日改正。()は改正前。

(2) 議員報酬の推移

	町長		議員報酬 月 額	町長の給料月額に対する比率	
	給料月額	減額条例適用		給料月額	減額条例適用
昭和61年	630,000 円	—	210,000 円	33.3%	—
昭和62年	660,000 円	—	210,000 円	31.8%	—
平成8年	910,000 円	—	300,000 円	33.0%	—
平成10年	910,000 円	—	303,000 円	33.3%	—
平成19年	910,000 円	643,300 円	303,000 円	33.3%	47.1%
平成22年	900,000 円	643,300 円	303,000 円	33.7%	47.1%
平成25年	900,000 円	643,300 円	303,000 円	33.7%	47.1%
平成26年	900,000 円	—	303,000 円	33.7%	—
平成27年	885,000 円	—	292,000 円	33.0%	—

※ 全国町村議長会会長会議「議員報酬の適正化に関する申し合わせ」(昭和53年7月25日)に基づく基準

議長	長の給料月額の40%を通常標準	54%を上限標準
副議長	長の給料月額の33%を通常標準	37%を上限標準
議員	長の給料月額の30%を通常標準	31%を上限標準
人口段階別標準として、 人口5,000人未満で通常標準の1割減 人口2万人以上で1割増		

(全国町村議会議長会「20世紀の歩み」より)

(3) 期末手当

(平成29年4月1日現在)

		期末手当額	所得税額	差引支給額
議長	6月	874,277円	267,791円	606,486円
	12月	958,885円	293,706円	665,179円
	計	1,833,162円	561,497円	1,271,665円
議員	6月	656,270円	134,010円	522,260円
	12月	719,780円	146,979円	572,801円
	計	1,376,050円	280,989円	1,095,061円

(4) 費用弁償、行政視察費及び政務活動費

ア 費用弁償

なし

イ 行政視察費

108万円（議員一人当たり7万2千円に相当）

総務建設常任委員会、文教福祉常任委員会、議会運営委員会等の視察
70万8千円（行政視察時の移動に係るバスの賃借料）

ウ 政務活動費

90万円（議員一人当たり年額60,000円）

大口町議会政務活動費の交付に関する条例（全部改正）

1 改正の概要

- (1) 交付対象を「会派」から「議員」に改める。
- (2) 交付方法を一括前払い方式から、実費後払い方式に改める。
 - ・活動を実施した後に報告書等の必要書類を提出し、検査を受けた後、はじめて受け取ることができるようにする。
- (3) 政務活動費の適正な使用を確保し、その使途の透明性を高めるため、議員の責務及び議長の調査権を定める。
- (4) 政務活動費の情報を公開する規定を定める。

2 施行期日

平成27年5月1日

5 会議等

(1) 議会の開会状況

(平成28年1月から12月まで)

区 分		本会議	調査及び精読	計
定例会	3月	5日	18日	23日
	6月	5日	16日	21日
	9月	5日	21日	26日
	12月	5日	21日	26日
計		20日	76日	96日
臨時会	4回	4日	—	4日
年間計8回		24日	76日	100日

(2) 会議の開催状況

(平成28年1月から12月まで)

会 議		開催日数
常任委員会	総務建設常任委員会	4日
	文教福祉常任委員会	4日
	議会広報常任委員会	18日
議会運営委員会		19日
議会全員協議会		23日
総務建設常任委員会協議会		10日
文教福祉常任委員会協議会		9日

(3) 議案の審議状況

(平成28年1月から12月まで)

区 分	町 長 提 出					議 員 提 出					合 計
	条 例	予算・決算	専決処分	そ の 他	計	条 例	意 見 書	決 議	そ の 他	計	
定例会	32件	37件	0件	10件	79件	2件	5件	0件	0件	7件	86件
臨時会	2件	1件	0件	2件	5件	0件	1件	0件	0件	1件	6件
計	34件	38件	0件	12件	84件	2件	6件	0件	0件	8件	92件

(4) 一般質問の人数及び質問項目数

(平成28年1月から12月まで)

定例会	人数	質問項目数	一人当たり質問項目数
3月	4人(5人)	11件(15件)	2.8件(3.0件)
6月	7人(5人)	19件(14件)	2.7件(2.8件)
9月	6人(7人)	15件(18件)	2.5件(2.6件)
12月	6人(7人)	16件(18件)	2.7件(2.6件)
計	23人(24人)	61件(65件)	2.7件(2.7件)

* () …前年1月から12月まで。

(5) 議会報告会

日時	場所	参加者
平成28年11月12日(土) 午後2時00分～午後3時08分	豊田学習等共同利用施設	10人(男9人・女1人)
午後6時00分～午後7時25分	下小口学習等共同利用施設	16人(男15人・女1人)

(6) 一部事務組合等議会の開催状況

(平成28年1月から12月まで)

組合名	構成市町	選出議員数	本会議日数
丹羽広域事務組合議会 (消防・水道)	大口町・扶桑町	5人	7日
江南丹羽環境管理組合議会 (ごみ)	大口町・扶桑町 江南市	3人	3日
愛北広域事務組合議会 (し尿・葬斎)	大口町・扶桑町 犬山市・江南市 岩倉市	3人	4日
愛知県尾張水害予防組合会議	大口町・扶桑町 一宮市・犬山市 江南市・稲沢市 岩倉市	1人	3日

6 議会事務局職員の体制

条例の定数 3人（大口町職員定数条例）

現職員数 3人（局長（部長級）、次長（課長補佐級）、主任）

* 局長は、監査委員事務局長を兼務。

[平成29年5月10日調製]

[平成29年10月23日一部改訂]

一般会計
予算

法人町民税

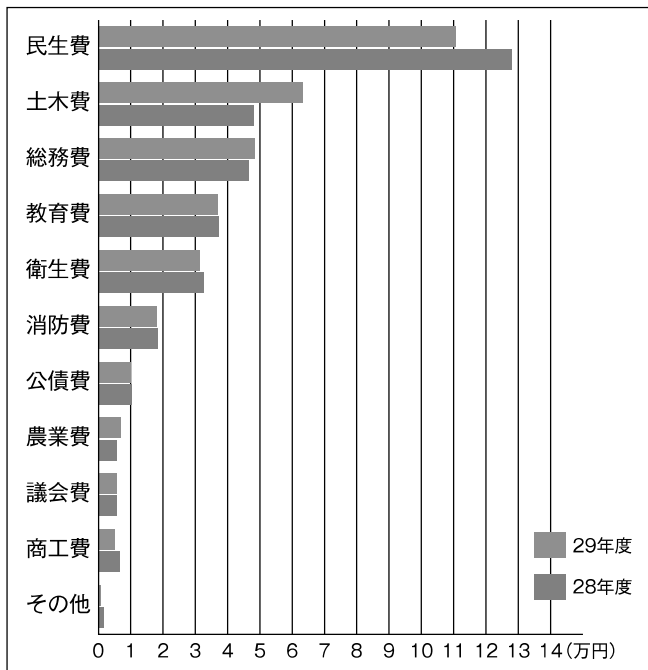


図3 町民1人当たりに使われるお金(目的別)
※人口を23,700人で算出

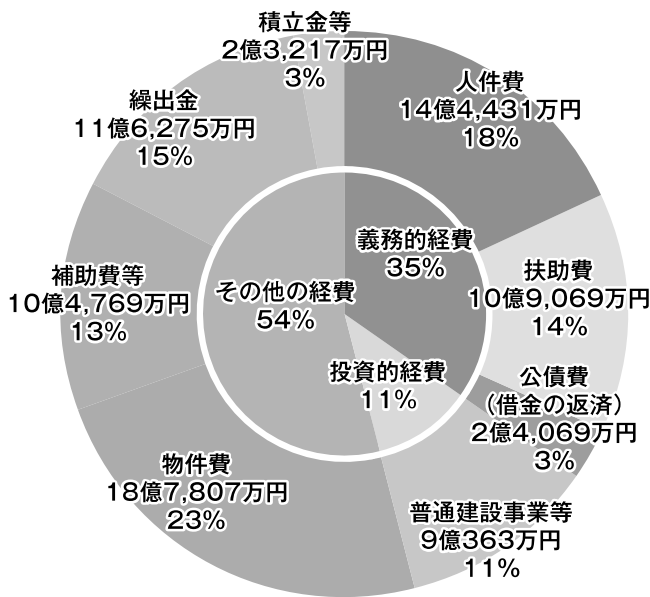


図2 一般会計歳出 80億円 (性質別)

特別会計
予算

(▲は減額を表す)

会計名	29年度	前年度比較
国民健康保険	25億1,865万円	▲1,142万円
介護保険	11億5,633万円	8,405万円
公共下水道	9億6,733万円	9,285万円
後期高齢者医療	2億6,775万円	644万円
土地取得	4,798万円	707万円
農業集落家庭排水	3,109万円	▲457万円
社本育英	679万円	▲110万円
国際交流	718万円	▲8万円
計	50億310万円	1億7,324万円

※数値は端数調整してあるため、合計が一致しない場合があります。

- 扶助費 法令に基づき被扶助者に支出される経費 (福祉手当、児童手当など)
- 物件費 賃金、旅費、委託料、交際費などの消費的経費
- 補助費等 各種団体への補助金や交付金など
- 繰出金 基金や他の会計に出すお金

歳出(使いみち)

歳出を性質別にみると、義務的経費の人件費、扶助費、公債費(借金返済)は35%です。この比率が低いほど、町独自の施策展開に余力があると判断されます。

投資的経費の普通建設事業は、道水路等の生活基盤整備や将来に向けた施策経費です。(図2)

前年度と比較すると、北保育園建設事業がほぼ完了したことにより民生費が減少、国道41号の6車線化に併せた町道などの整備事業により土木費が増加しています。(図3)

町民一人当たりに使われるお金では、民生費の割合が最も高くなっています。

増収を見込む

表1 町税予算額 (▲は減額を表す)

税目	29年度	前年度比較
個人町民税	13億7,300万円	6,050万円
法人町民税	8億5,810万円	1億5,840万円
固定資産税	27億8,366万円	1,350万円
その他	2億3,730万円	▲60万円
合計	52億5,206万円	2億3,180万円

■ここがポイント！

- ①法人町民税
景気の緩やかな回復基調により1億5840万円の増額を見込んでいます。しかし、為替相場等に大きく左右される企業が多いため、景気・経済の動向から目を離せません。
- ②個人住民税
給与の底上げや納税義務者数の増加により6050万円の増額を見込んでいます。

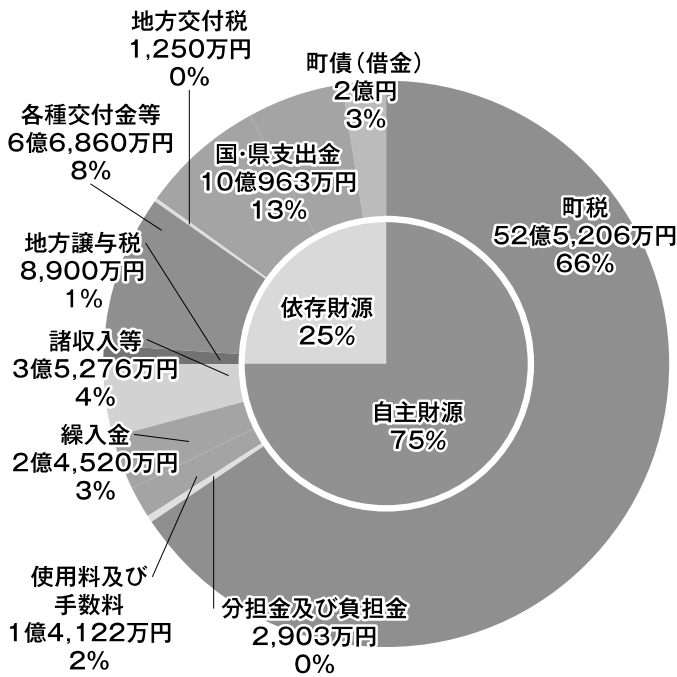


図1 一般会計歳入 80億円 (項目別)

■自主財源	町が自主的に調達できるお金
■依存財源	国や県から交付されるお金
■繰入金	貯金のとり崩しや他の会計から入ってくるお金
■国庫支出金	特定事業財源として、国から交付されるお金

歳入(財源)

歳入80億円のうち、町が自主的に調達できる町税や諸収入などの「自主財源」は全体の75%と比率が高く、引き続き健全な状態が続いています。(図1)

本町にとって重要な財源の法人町民税は、近年の税制改正等の影響を受けつつも約1億6千万円の増収を見込んでいます。(表1)

「町税の状況」…歳入の66%で、収入の柱

町税全体では2億3千万円(4.6%)の増収を見込んでいます。町税は、景気の変動により影響を受ける法人町民税に比例して増減する傾向があります。法人町民税の推移をみると、平成28年度当初予算では3億1440万円の大増収でしたが、

平成29年度当初予算では増収に転じています。固定資産税は町税全体の半分以上を占め、安定した財源として町の財政基盤を支えています。(表1)

インフラ(生活・産業基盤)

新規事業

- 地方道路等整備** 2億8921万円
 国道41号の6車線化に併せた外坪・松山地区の交差点の工事等、町内の道路を整備する。
- 雉子野橋架け替え工事** 8000万円
 点検で架け替えが必要と判断された雉子野橋(豊田地区)を架け替える。
- LED防犯灯整備** 867万円
 町管理の防犯灯を調査して整備計画を策定後、リース方式により、LED灯に更新する。
- 地震対策補助金** 520万円
 地震対策の推進・啓発のため、家具転倒防止・感震ブレーカーの設置に対し補助する(2年間の限定)。



国道41号の高架トンネルを平面交差点に



架け替えられる雉子野橋



防犯灯を蛍光灯からLEDに

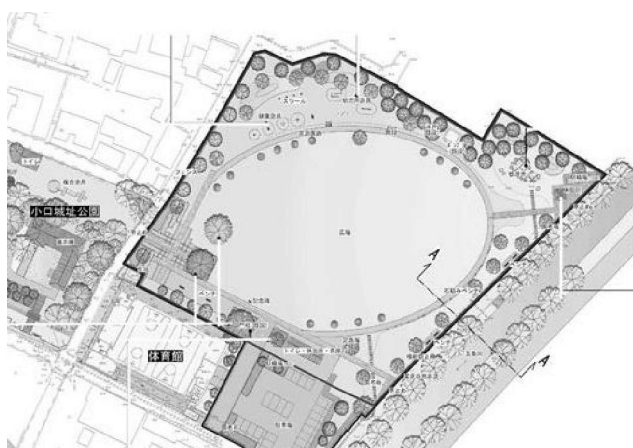
分電盤タイプ(後付型)	コンセントタイプ
<p>分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。</p>	<p>コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。</p>

感震ブレーカー(出典:経済産業省)

の整備・充実

継続事業

- ・ 公園整備工事(旧北小学校跡地 約1.73ヘクタール) 8198万円
多世代が集う憩いの場として、健康づくり活動等の場を整備する。
- ・ 奨学金返還支援助成 1000万円
まちの将来を担う勤労青少年の支援策として、返還金の一部を助成する。
- ・ 3歳未満児保育受入れ人数の拡充
入園希望が増えている3歳未満児の受入れを充実する。
- ・ 保育園の給食主食代無料(H22～)、幼稚園の主食代相当分補助(H23～)、
小中学校の給食半額補助(H22～)



旧北小学校跡地が憩いの場に生まれ変わる



広く、明るく、快適になった中保育園の未満児室

3月議会で決まったおもな内容

3月定例会を、3月2日から23日までの22日間の会期で開催しました。

○町提出(31議案) 税条例等の一部を改正する条例、まちづくり活動促進委員会設置条例の制定、平成28年度の補正予算、平成29年度の当初予算、監査委員の選任など

採決の結果

【賛成多数で可決】 税条例等の一部を改正する条例、平成29年度の一般会計当初予算など3議案

【全会一致で可決】 部設置条例の改正、まちづくり活動促進委員会設置条例の制定、放課後児童クラブ条例の改正など28議案

一般質問では、7議員が町政全般にわたり質問しました。

平成29年度議員各委員会名簿

(平成29年10月27日現在)

番号	氏名	常任委員会	議会運営委員会	議会報告会 プロジェクト	町関係	一部事務組合及び 外部団体等
1	吉田 正	文教福祉	議運	議会報告P	都市計画審議会	江南丹羽環境管理組合
2	岡孝夫	◎文教福祉	議運		地域交通推進会議 都市計画審議会	丹羽広域事務組合
3	船戸光夫	総務建設	○議会広報	議会報告P	国民健康保険運営協議会	丹羽広域事務組合
4	江口昌史	総務建設				
5	酒井正宗	文教福祉	◎議会広報		国民健康保険運営協議会 都市計画審議会	尾張水害予防組合
6	鈴木義彦	○文教福祉	議会広報	議会報告P	学校給食センター運営委員会	丹羽広域事務組合
7	大竹伸一	○総務建設	議会広報	議会報告P	保育所運営委員会 都市計画審議会	江南丹羽環境管理組合
8	齊木一三	◎総務建設	議運		都市計画審議会	江南丹羽環境管理組合 尾張北部環境組合
9	柘植満	文教福祉	○議運	議会報告P	国民健康保険運営協議会	愛北広域事務組合
10 副議長	伊藤浩	文教福祉	議運	◎議会報告P		
11	丹羽孝	総務建設	◎議運	○議会報告P	保育所運営委員会	愛北広域事務組合
12 議長	宮田和美	総務建設				
13	丹羽勉	総務建設			学校給食センター運営委員会 青少年問題協議会	丹羽広域事務組合 尾張北部環境組合
14	木野春徳	文教福祉	議運		議会選出監査委員 保育所運営委員会	愛北広域事務組合
15	倉知敏美	総務建設	議運		地域交通推進会議	丹羽広域事務組合 尾張北部環境組合

◎：委員長 ○：副委員長